規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

				技術基準	該当		規格	補足
	条項	ĺ	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第	=	条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項	
第	1	項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える	□非該当		配線器具は、十分な性能があり、この規格の規定する範囲	
				おそれがないよう設計されるものとする。			において感電、火災又は傷害の危険が生じることがない	
							よう形状が正しく設計してあり、組立が良好及び動作が	
							円滑でなければならない。	
第	$\ddot{-}$	条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当	箇条9	箇条9 感電に対する保護	
第	2	項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		硬貨などを用いて電気回路を閉路する配線器具は、硬貨	
				良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。			などを導電回路の一部として用いてはならない。	
						箇条10	箇条10 接地端子	
							接地端子は、接地線を容易かつ確実に取付けできる端子	
							とし、次のようなものでなければならない。	
							-接地端子に接地線などを取り付けたとき、機械ねじの	
							かん合する有効ねじ山が2山以上	
							ー呼び径4 mm以上のねじ端子、等	
						箇条11	箇条11 端子及び導電部の接続部	
							端子及び導電部の接続部は、次のようなものでなければ	
							ならない。	
							一確実な導電部の電気的接続をおこなう	
							-電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外の内部配	
							線又は部品の取付けに兼用しない	
							- ヒューズの取付端子のねじは、ヒューズ以外の部品の	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術。	基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					取付けに兼用しない	
					- 電線付きの一体成形の配線器具の場合、端子と電線と	
					の接続部は、かしめ止め、溶接などで完全に接続する、	
					等	
				箇条12	箇条12 構造	
					構造は、次のようなものでなければならない。	
					一附属の接続器としてコンセントをもつ配線器具で、極	
					性の区別をもつ電源プラグを用いる配線器具の場合、	
					コンセントが、電源プラグの極性に対応した極性であ	
					る	
					ー開閉機構をもつ配線器具	
					・開閉の操作が円滑に、確実かつ安全にできる	
					・重力、振動などによって開閉しない	
					・開閉の状態が容易に確認できない配線器具は、開閉の	
					状態を容易に確認できるような装置などを施す	
					-器体の内部配線は、規定の力を内部配線に加えたとき	
					・絶縁物の使用温度上限値を超える部分に接触しない	
					・可動部に接触しない	
					一差込プラグ及びコードコネクタボディは、容易に差し	
					込み、かつ、引き抜けるように滑り止めが施してある	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条13	箇条13 部品及び附属品	
					電源電線等、接地線、点滅器、開閉器、接続器、変圧器、	
					電圧調整器及びコンデンサの定格電圧、定格電流及び許	
					容電流は、定常的に生じる最大の電圧又は電流以上でな	
					ければならない。	
				附属書A	附属書A 点滅器	
				A.12	A.12 構造	
					点滅器は、次のようなものでなければならない。	
					- 非包装ヒューズを取り付ける端子は、ヒューズを容易	
					に取り付けることができる皿形座金、その他の座金を	
					もつ	
					- ヒューズ締付ねじの呼び径及びねじに附属する皿形座	
					金の底面の直径は、規定の直径以上である	
					ー皿形座金を用いる場合、ヒューズ取付面の大きさは、規	
					定の皿形座金の底面の直径の値以上の大きさである	
					- 電磁石に調整用ねじをもつリモートコントロールリレ	
					ーの調整ねじは、かしめ、エナメル、ダブルナットなど	
					で緩み止めを施す	
				A.101	A.101 電気的特性	
					リモートコントロールリレーの電圧動作特性は、次のよ	
					うなものでなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
					ー操作用電磁コイルに定格電圧の120 %に等しい電圧を1	
					分間加えたとき、その後の使用を損なうほど故障しな	
					\v\	
					ー操作用電磁コイルに定格電圧の80%に等しい電圧を加	
					えて操作したとき、開閉の操作不具合を生じない	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.12	B.12 構造	
					開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチは、次のようなも	
					のでなければならない。	
					- 非包装ヒューズを取り付ける構造の開閉器で、ヒュー	
					ズをねじ止めする開閉器は、ヒューズを容易に取り付	
					けることができる皿形座金、その他の座金を備える	
					一過電流引外し装置又は漏電引外し装置をもち、使用者	
					が動作電流を調整できる開閉器は、調整目盛を備える	
					- ヒューズ以外の短絡保護装置をもつ開閉器の排気孔	
					は、直径が5 mmの球が貫通しない	
					- つめ付ヒューズを用いるカットアウトスイッチの開閉	
					接触部の寸法は、規定値以上である	
					-定格感度電流は、1 A以下である	
					- 電気的特性(越流性能)	
					・定格電流又は定格遮断電流を表示する開閉器は、規定	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術。	基準	 規格		補足
条項	タイトル	条文	項目番号	規定タイトル・概要	
				の周囲温度で定格電流の200%に等しい電流を流し	
				たとき、規定の動作時間内に自動的に動作する	
				・電流動作形の開閉器は、規定の試験条件において、電	
				流が定格感度電流に等しい電流に達する前に開路す	
				ప	
				一電気的特性(低電圧開閉性能)	
				主回路を開閉するための電磁操作回路をもつ開閉器は、	
				通常の使用状態で、定格操作回路電圧の85%に等しい電	
				圧を操作回路に加えて開閉の操作を行ったとき、動作が	
				確実である。	
			附属書E	附属書E 接続器	
			E.12	E.12 構造	
				接続器は、次のようなものでなければならない。	
				- 非包装ヒューズを取り付ける端子は、ヒューズを容易	
				に取り付けることができる皿形座金、その他の座金を	
				備える	
				ーヒューズ締付ねじの呼び径及びねじに附属する皿形座	
				金の底面の直径は、規定の直径以上である	
				ー皿形座金を用いる場合、ヒューズ取付面の大きさは、規	
				定の皿形座金の底面の直径以上の大きさである	
				- 引掛形の差込接続器は、電線がよじれることによって	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
					刃と刃受けとの正常な接触位置から刃が容易に抜け出	
					ない	
					-パイプに接続して用いるねじ込み接続器及びソケット	
					のノズルのねじ部には、回り止め用押締めねじを備え	
					3	
					一適合する電線の導体を容易かつ確実に接続できる	
					一蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケットは、	
					蛍光灯又は蛍光灯用スタータが容易に取り付け、又は	
					取り外すことができる	
					一ローゼット及びジョイントボックスは、蓋のかん合が	
					完全で、脱落しない	
					- 引掛形ローゼットは、接触片が正しい接触位置にある	
					とき、常に圧力が加わる	
					-延長コードセットに用いるマルチタップ又はコードコ	
					ネクタボディの極数、差込プラグの極数及び電源電線	
					の線心数は、等しくなるように構成する	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.12	F.12 構造	
					ライティングダクトは、次のようなものでなければなら	
					ない。	
					- 外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆した金属の	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技	術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	M=1	項目番号	規定タイトル・概要	
					ライティングダクト及びその他附属品は、容易に変形	
					しない	
					- ライティングダクト相互は、接続用附属品を用いて電	
					気的及び機械的に確実に接続できる	
					一固定形のライティングダクトは、プラグ及びアダプタ	
					が受口部の任意の箇所において、容易かつ確実に着脱	
					及び固定できる	
					一外郭の材料が合成樹脂を被覆した金属のライティング	
					ダクトの場合、合成樹脂の被覆の厚さは、0.15 mm以上	
					である	
				F.13	F.13 部品及び附属品	
					ライティングダクトの部品及び附属品は、次のようなも	
					のでなければならない。	
					一プラグ及びアダプタの導電接触部は、ライティングダ	
					クトの導体と電気的に確実に接続できる構造であっ	
					て、ライティングダクトの導電接触部に常に機械的圧	
					力を加える	
					一固定形のライティングダクトに装着するプラグ及びア	
					ダプタは、ライティングダクトに容易かつ確実に着脱	
					及び固定できる構造であって、ライティングダクトの	
					導電接触部に常に機械的圧力を加えることのできる機	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	ž	技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					構である	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.11	G.11 端子及び導電部の接続部	
				G.11.6	G.11.6 特定用途の電線接続端子	
					速結端子を用いた電線接続端子は、電線を接続した端子	
					に規定の試験電流を通電したとき、規定の温度以下でな	
					ければならない。	
				G.11.101	G.11.101 電線接続端子	
					電線接続端子は、電線を容易かつ確実に接続できなけれ	
					ばならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.11	H.11 端子及び導電部の接続部	
					変圧器及び電圧調整器の端子及び導電部の接続部は、次	
					のようなものでなければならない。	
					-二つ以上の電線を一つの取付部に締め付ける場合は、	
					電線を確実に接続できる	
					ー電源電線の取付端子のねじは、電源電線以外の内部配	
					線又は部品の取付けに兼用しない	
				H.12	H.12 構造	
					変圧器及び電圧調整器は、次のようなものでなければな	
					らない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
					- ヒューズが溶断した場合、ヒューズを収めている蓋、箱	
					又は台は、その後の使用を損なうほどの損傷しない	
					-皿形座金を用いる端子の場合、ヒューズ取付面の大き	
					さは、皿形座金の底面の大きさ以上である	
					- ヒューズの取付端子のねじは、ヒューズ以外の部品の	
					取付けに兼用しない	
					-温度過昇防止装置は、容易に取り換えることのできな	
					い構造で、かつ、試験品を平常温度上昇試験の状態で動	
					作又は運転したとき、温度過昇防止装置が動作しない	
					-電源電線の貫通孔は、取付面にあってはならない。	
				附属書J	附属書J開閉試験	
					点滅器、接続器、開閉器、電磁開閉器操作用スイッチ、光	
					電式自動点滅器及び電子応用機械器具に組み込む点滅器	
					は、規定の試験を行ったとき、短絡、接点の溶着、又はそ	
					の後の使用を損なうほどの電気的若しくは機械的な損傷	
					若しくは故障が生じてはならない。	
				附属書K	附属書K 温度上昇試験	
					電源電線を収納する巻取機構をもつ配線器具は、定格電	
					流を流したとき、巻取機構及び外郭に金属以外の材料を	
					用いる場合は、その後の使用を損なうほどの損傷が生じ	
					てはならない。過電流引外し装置をもつ開閉器の場合は、	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
					引外し装置が動作してはならない。	
				附属書M	附属書M 短絡遮断性能試験	
					短絡遮断性能試験において、次のようなものでなければ	
					ならない。	
					- 電圧動作形及び電流動作形は、漏電引外し特性を満足	
					し、かつ、漏電引外しテスト装置の開閉操作が、規定の	
					電圧を加えたとき、支障なく行える	
					- 蓋又はカバーが開かない	
					ーカットアウトスイッチの場合は、開閉接触部の接触が	
					十分で、かつ、接触圧力が低下しない	
					- 非包装ヒューズを取り付ける配線器具の場合、試験品	
					はヒューズを取り換えることによって再び使用できる	
					一過電流引外し装置をもち、定格電流を表示する開閉器、	
					及び適用電動機の定格容量を表示する開閉器は、規定	
					の漏電引外し特性を満足する	
				附属書N	附属書N 衝擊波不動作性能試験	
					衝撃波不動作性能試験において、次のようなものでなけ	
					ればならない。	
					一試験中に動作してはならない	
					ー試験後に、電圧動作形の漏電遮断器、及び電流動作形の	
					漏電遮断器は、規定の漏電引外し特性を満足する	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

				技術基準	該当	規格		補足
	条項		タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第	三	条	安全機能を有	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条12	箇条12 構造	
第	1	項	する設計等	態の発生を防止するとともに、発生時にお	□非該当		配線器具間を接続する電線	
				ける被害を軽減する安全機能を有するよう			配線器具間を接続する電線をもつ配線器具は、電線が短	
				設計されるものとする。			絡、過電流などの状態を生じたときに動作するヒューズ、	
							過電流保護装置その他の保護装置を設けなければならな	
							V.	
						附属書B	附属書B 閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
						B.12.102	B.12.102 極数が2以上の開閉器及び電磁開閉器操作用ス	
							イッチ	
							極数が2以上のものは各極を同時に、また、極数が3以上の	
							ものは接地側極以外の極を同時に開閉できなければなら	
							たい。	
						B.12.105	B.12.105 引外し機構	
							ヒューズ以外の短絡保護装置及び漏電引外し装置をもつ	
							開閉器の引外し機構は、投入用のつまみ又は押しボタン	
							を投入位置に押さえることによって引外し動作が妨げら	
							れてはならない。	
						附属書E	附属書E 接続器	
						E.12.102.6	E.12.102.6 極数が3以上の接続器で、接地極又は多線式電	
							路の中性線を接続する極は、他の極より遅く接続せず、	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準			該当		補足	
	条项	頁	タイトル	条文	以 □	項目番号	規定タイトル・概要	
							かつ、他の極より早く開路してはならない。	
						附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
							ヒューズ及びヒューズ抵抗器の溶断によって、それぞれ	
							の回路は完全に遮断しなければならない。	
第	三	条	安全機能を有	電気用品は、前項の規定による措置のみに	■該当	箇条7	箇条7表示	
第	2	項	する設計等	よってはその安全性の確保が困難であると	□非該当		配線器具は、次のような表示がなければならない。	
				認められるときは、当該電気用品の安全性			-接地線をもつ配線器具は、被覆に緑と黄との配色を施	
				を確保するために必要な情報及び使用上の			した接地線を用いるか、又は接地線の被覆の表面若し	
				注意について、当該電気用品又はこれに付			くは接地用の表示	
				属する取扱説明書等への表示又は記載がさ			一接地端子をもつ配線器具は、接地端子に又は接地端子	
				れるものとする。			に規定する接地用の表示	
							ー速結端子をもつ配線器具には、接続できる電線の種類、	
							直径及び差し込む導体の長さの表示	
							-機械器具に組み込む配線器具は、機器用である旨の表	
							示を、また、電子応用機械器具に組み込む配線器具は、	
							電子機器用の表示	
						箇条12	箇条12 構造	
						12.1	12.1 構造における一般要求事項	
							人体検知センサ付きの配線器具には、照明器具用、警報機	
							器用、音響機器用、換気扇用又は温風機用である旨の表示	
							をしなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準		該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 ヨ	項目番号	規定タイトル・概要	
				12.2	12.2 開閉機構	
					開閉の状態が容易に確認できない配線器具は、開閉の状	
					態を容易に確認できるような表示を施さなければならな	
					V %	
				附属書A	附属書A 点滅器	
					点滅器には、次のような表示がなければならない。	
					一定格電圧、定格電流等	
					-電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作	
					温度	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
					開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチには、次のような	
					表示がなければならない。	
					一定格電圧、定格電流等	
					ー電源側端子及び負荷側端子の区別	
					- 中性線欠相保護機能付きで、中性線に接続する口出線	
					をもつ漏電遮断器は、中性線に接続する旨	
					ー使用者が容易に認識できる巻取機構の引出し制限の印	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
					ミシン用コントローラには、定格電圧、定格電流等を表示	
					しなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	3	技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書D	附属書D カットアウト	
					カットアウトには、定格電圧、定格電流等を表示しなけれ	
					ばならない。	
				附属書E	附属書E 接続器	
					接続器には、次のような表示がなければならない。	
					- 定格電圧、定格電流等	
					-電流ヒューズは定格電流を、温度ヒューズは定格動作	
					温度	
					一中間口出線及び電線が接続可能な中間口出線用端子を	
					もつアダプタは、中間口出線の接続図及び中間口出線	
					から取り出すことのできる電流値	
					- 引掛形ローゼットは、接触位置の目安を蓋及び台に表	
					示	
					- ジョイントボックスで極性が同じ電線を板状の接続部	
					に差し込んで接続する差込形電線コネクタは、接続で	
					きる電線の直径及び差し込む導体の長さ	
					-延長コードセットの器体には、安全に接続できる最大	
					の電力又は定格電流の値	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
					ライティングダクトには、定格電圧、定格電流等を表示し	
]					なければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

			技術基準	該当	規格		補足
条項		タイトル	条文	談 当	項目番号	規定タイトル・概要	
					附属書G	附属書G 調光器	
						調光器には、次のような表示がなければならない。	
						一定格電圧、定格容量等	
					附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
						電流ヒューズは、定格電流を、温度ヒューズは、定格動作	
						温度を、表示しなければならない。	
					附属書Q	附属書Q 配線器具の表示の方式	
						配線器具には、規定の表示を表示しなければならない。	
第四	条	供用期間中に	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条13	箇条13 部品及び附属品	
		おける安全機	る供用期間中、安全機能が維持される構造	□非該当		接地線は、軟銅線で容易に腐食しにくい金属線でなけれ	
		能の維持	であるものとする。			ばならない。	
					箇条18	箇条18 機械的強度	
						器体を貫通する電源電線等をもつ配線器具は、折曲げ強	
						度試験を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線	
						の断線率が各線心ごとに30%以下でなければならない。	
					箇条19	箇条19 配線器具の材料	
						ステンレス鋼を除き、鉄及び鋼は、めっき、塗装、油焼き	
						その他の適切なさび止めを施さなければならない。	
					箇条22	箇条22 耐食性	
						配線器具は、規定の耐食性試験で表面に腐食が生じては	
						ならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	析基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 =	項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.15.101	B.15.101 カットアウトスイッチ	
					カットアウトスイッチは、規定の開閉試験で、各部にその	
					後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならな	
					V %	
				B.101.1	B.101.1 巻取機構の性能	
					電源電線を収納する巻取機構をもつ開閉器は、規定の試	
					験で、素線の断線率が30%以下であり、かつ、その後の使	
					用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				B.101.2	B.101.2 耐圧力性能	
					圧力スイッチは、通常の使用状態で、規定の動作圧力を連	
					続して1分間加えたとき、その後の使用を損なうほどの損	
					傷又は故障が生じてはならない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
					ミシン用コントローラは、規定の開閉性能耐久試験をし	
					たとき、接点の溶着、抵抗体の消耗、又はその後の使用を	
					損なうほどの電気的若しくは機械的な損傷若しくは故障	
					が生じてはならない。	
				附属書D	附属書D カットアウト	
					せん (栓) 形プラグヒューズ用カットアウトの蓋は、振動	
					によって緩むことがあってはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.15.102	E.15.102 コンセントの規定の開閉性能試験中、プラグが	
					コンセントから抜け落ちてはならない。	
				E.101.1	E.101.1 電源電線を収納する巻取機構をもつ接続器は、規	
					定の電線引き出し試験で、素線の断線率が30%以下であ	
					り、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生	
					じてはならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.101.1	F.101.1 固定形のライティングダクト、プラグ及びアダプ	
					タは、規定の着脱性能試験で、使用を損なうほどの損傷又	
					は故障が生じてはならない。	
				F.101.2	F.101.2 走行形のライティングダクト、プラグ及びアダプ	
					タは、規定の走行性能試験においてプラグ及びアダプタ	
					を走行させたとき、その後の使用を損なうほどの損傷又	
					は故障が生じてはならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.11	H.11 端子及び導電部の接続部	
					充電部相互又は充電部と非充電部との接続部は、緩みが	
					生ぜず、かつ、温度に耐えなければならない。	
				H.19	H.19 材料	
					外箱内に満たしてある絶縁性充塡物は、使用中にその後	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

			技術基準	該当		規格	補足
条項	頁	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
						の使用を損なうほどの損傷が生じてはならない。	
第五	条	使用者及び使	電気用品は、想定される使用者及び使用さ	■該当	箇条14	箇条14 防水性	
		用場所を考慮	れる場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又	□非該当		屋外用及び防浸形の配線器具の構造は、次のようなもの	
		した安全設計	は物件に損傷を与えるおそれがないように			でなければならない。	
			設計され、及び必要に応じて適切な表示を			- 屋外用の配線器具は、規定する屋外用の露出形又は防	
			されているものとする。			雨形の配線器具の散水試験によって散水したとき、充	
						電部に水がかからない	
						- 防浸形の配線器具は、規定する防浸形の配線器具の浸	
						水試験によって浸水したとき、充電部に水がかからな	
						<i>\(\)</i>	
					附属書A	附属書A 点滅器	
					A.12.102	A.12.102 リモートコントロールリレー	
						リモートコントロールリレーの開閉部には、じんあい(塵	
						埃)が侵入することがあってはならない。	
第六	条	耐熱性等を有	電気用品には、当該電気用品に通常想定さ	■該当	箇条11	箇条11 端子及び導電部の接続部	
		する部品及び	れる使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁	□非該当	11.1.1	11.1.1 導電部の接続は、ねじ止めの場合、JISに規定する	
		材料の使用	性等を有する部品及び材料が使用されるも			3種タッピンねじを含む金属製の機械ねじを用い、ねじの	
			のとする。			材料は、亜鉛、アルミニウムなどの軟らかな材料であって	
						はならない。	
					11.6.2	11.6.2 ねじを導電部として、通電を目的とする端子のね	
						じは、銅又は銅合金でなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	所 <u>基</u> 準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条19	箇条19 配線器具の材料	
				19.1.1	19.1.1 器体の材料は、規定の平常温度上昇試験の温度に	
					耐えなければならない。	
				19.1.2	19.1.2 外郭又は電気絶縁物を支持する熱可塑性の材料	
					は、耐熱可塑性でなければならない。	
				19.2	19.2 電気絶縁物及び熱絶縁物は、規定の平常温度上昇試	
					験をしたときに接触又は近接した部分の温度に十分耐	
					え、かつ、吸湿性の少ない絶縁物でなければならない。	
				19.3	19.3 屋外用の配線器具の外郭の材料は、耐熱性をもつ屋	
					外用に適した材料でなければならない。	
				19.4	19.4 アークが達することのある部分に用いる電気絶縁物	
					は、アークによって感電、火災又は傷害が生じることのあ	
					る膨れ、ひび、割れ、欠けなどの変形、絶縁低下などの変	
					質が生じることがない電気絶縁物でなければならない。	
				19.5	19.5 導電材料は、銅又は銅合金などの電気的、熱的及び	
					機械的な安定性をもつ材料でなければならない。	
				19.6	19.6 接地端子の材料は、銅、銅合金、ステンレス鋼など	
					の十分な機械的強度をもつさびにくい材料でなければな	
					らない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.19.101	B.19.101 カットアウトスイッチは、規定の高温の環境に	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	所 <u>基</u> 準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
					1時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が	
					生じてはならない。	
				B.21.3.101	B.21.3.101 規定する絶縁材料は、保証トラッキング指数	
					(PTI) が250以上でなければならない。	
				附属書D	附属書D カットアウト	
					カットアウトは、規定の高温の環境に1時間放置したと	
					き、その後の使用を損なうほどの損傷が生じてはならな	
					V %	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.12.107.4	E.12.107.4 延長コードセットに用いる電線と一体成形し	
					た差込プラグの主絶縁材料は、次のようなものでなけれ	
					ばならない。	
					ーコンセントとの突合せ面に接するプラグの外面で、接	
					地極を除く栓刃に直接接する絶縁材料は、規定する耐	
					トラッキング性を満足する材料	
					一接地極を除く栓刃間を保持する絶縁材料は、規定する	
					耐過熱性を満足する材料	
					ー差込プラグの外郭の材料が塩化ビニル混合物の場合、	
					接地極を除き栓刃間を保持する絶縁材料は、熱硬化性	
					樹脂	
				E.12.108	E.12.108 ゴムプラグを除く差込プラグ、及び栓刃をもつ	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	万基 準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					規定のマルチタップは、次のようなものでなければなら	
					たい。	
					- コンセントとの突合せ面に接する差込プラグ又はマル	
					チタップの外面で、接地極を除く栓刃に直接接する絶	
					縁材料は、規定する耐トラッキング性を満足する材料	
					一接地極を除く栓刃間を保持する絶縁材料は、規定する	
					耐過熱性を満足する材料	
				E.19.101	E.19.101 アイロンプラグは、規定の高温の環境に1時間放	
					置したとき、その後の使用を損なうほどの損傷が生じて	
					はならない。	
				E.19.102	E.19.102 蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケッ	
					ト以外で、電球を取り付けて用いる接続器は、規定の高温	
					の環境に1時間放置したとき、その後の使用を損なうほど	
					の損傷が生じてはならない。	
				E.21.3.101	E.21.3.101 延長コードセットに用いる電線と一体成形し	
					た差込プラグの主絶縁材料及びコンセントとの突合せ面	
					に接する差込プラグ又はマルチタップの外面で、接地極	
					を除く栓刃に直接接する絶縁材料は、規定する保証トラ	
					ッキング指数 (PTI) が400以上でなければならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.12.101	F.12.101 外郭の材料が金属のライティングダクト及びそ	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	
条項	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
					の他附属品は、適切な熱間圧延軟鋼板、鋼帯、アルミニウ	
					ム及びアルミニウム合金材料でなければならない。	
				F.19.101	F.19.101 外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆した	
					金属のライティングダクト及びその他附属品は、規定の	
					温度で1時間放置したとき、その後の使用を損なうほどの	
					損傷が生じてはならない。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.21	G.21 耐過熱性、耐燃性及び耐トラッキング性	
				G.21.2	G.21.2 耐燃性	
					調光器の合成樹脂の外郭は、耐燃性がある材料でなけれ	
					ばならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.19.101.1	H.19.101.1 巻線に接している繊維質の絶縁物は、絶縁ワ	
					ニス又はこれと同等以上の絶縁効力をもつ含浸剤で処理	
					していなければならない。	
				H.19.101.2	H.19.101.2 外箱内に満たしてある絶縁性充塡物は、耐水	
					質の材料でなければならない。	
				附属書P	附属書P 電気絶縁物又は熱絶縁物の使用温度の上限値	
				P.1	P.1 電気絶縁物、熱絶縁物及び電源電線等以外の電線の絶	
					縁物に用いる材料の使用温度の上限値は、規定値を超え	
					てはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

				技術基準	該当	規格		補足
	条項	ĺ	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
						P.1.4	P.1.4 巻線の耐熱クラスがE (120 °C) 以上の場合、巻線	
							の温度が規定する耐熱クラスに相当する温度に達しない	
							ときでも、巻線に接して用いる絶縁物は、巻線の耐熱クラ	
							ス以上の耐熱クラスの絶縁物でなければならない。	
第	七	条	感電に対する	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に	■該当	箇条9	箇条9 感電に対する保護	
第	1	号	保護	応じ、感電のおそれがないように、次に掲げ	□非該当		充電部は、規定の試験指を用い30Nの力を加えたとき、	
				る措置が講じられるものとする。			試験指が触れてはならない。	
				一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと		箇条20	箇条20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			試験品に規定の球面のおもりを規定する高さから垂直に	
				保護すること。			落下したとき、感電が生じることのある損傷が生じては	
							ならない。	
						附属書A	附属書A 点滅器	
						A.12.101.1	A.12.101.1 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける点	
							滅器は、ヒューズ交換のときに、手、又はドライバなど	
							の工具がスイッチを切ったときに充電している部分に触	
							れず、かつ、確実に取り付けることができなければなら	
							たい。	
						A.18.2.102	A.18.2.102 中間スイッチ、ペンダントスイッチなど、コ	
							ード又はキャブタイヤケーブルを接続して用いる点滅器	
							は、規定の落下試験を行ったとき、感電が生じることの	
							ある損傷が生じてはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 ヨ	項目番号	規定タイトル・概要	
				A.18.2.103	A.18.2.103 タイムスイッチの外郭の強度は、規定の鋼球	
					を垂直に落下したとき、感電が生じることのある損傷が	
					生じてはならない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.12.101.1	B.12.101.1 ヒューズ取付部は、ヒューズ交換のときに、	
					手、又はドライバなどの工具が開閉器を開路したときに	
					充電している部分に触れず、かつ、確実に取り付けるこ	
					とができなければならない。	
				B.12.109.2	B.12.109.2 テスト装置をもつ漏電遮断器の構造は、テス	
					ト装置を操作したとき、被保護器のフレームに接続して	
					いる端子は、充電部になってはならない。	
				B.18.2.101	B.18.2.101 カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器及びカバ	
					一付スイッチは、規定の鋼球を垂直に落下したとき、感	
					電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				B.18.2.102	B.18.2.102 コンセントに本体を直接差し込んで用いる開	
					閉器は、規定の高さから落下させたとき、感電が生じる	
					ことのある損傷が生じてはならない。	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.12.101.1	E.12.101.1 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける接	
					続器は、ヒューズ交換のときに、手、又はドライバなど	
					の工具が充電している部分に触れず、かつ、確実に取り	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					付けることができなければならない。	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して	
					用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器は、規	
					定の落下試験を行ったとき、感電が生じることのある損	
					傷が生じてはならない。	
				E.18.2.103	E.18.2.103 コンセントに直接差し込んで用いる接続器	
					は、規定の高さから落下したとき、感電が生じることの	
					ある損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.104	E.18.2.104 線状差込接続器に、規定の鋼球を落下したと	
					き、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.12.102.8	F.12.102.8 開口部をライティングダクトカバーで覆う構	
					造のライティングダクトは、導体カバーをもち、かつ、	
					ライティングダクトカバーを外した状態において、規定	
					のすきまゲージを用いて30Nの力で押したとき、すきま	
					ゲージが充電部に触れてはならない。	
				F.13.101.4	F.13.101.4 接続用附属品、プラグ及びアダプタは、ライ	
					ティングダクトに接続した状態で、人が充電部に触れる	
					ことがない構造でなければならない。	
				F.18.2.102	F.18.2.102 その他附属品は、規定の高さから落下したと	
					き、感電が生じることのある損傷が生じてはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

				技術基準	該当		規格	補足
	条項	ĺ	タイトル	条文	以 当	項目番号	規定タイトル・概要	
						附属書G	附属書G 調光器	
						G.12	G.12 構造	
						G.12.101	G.12.101 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける調光	
							器	
							ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける調光器は、ヒ	
							ューズ交換のときに、手、又はドライバなどの工具がスイ	
							ッチを切ったときに充電している部分に触れてならな	
							V,	
						附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
							ヒューズの取付部は、機械器具に組み込む場合を除き、	
							容易に接触しないように覆っていなければならない。	
穿	手 七	条	感電に対する	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさない	■該当	箇条9	箇条9 感電に対する保護	
穿	£ 2	号	保護	ように抑制されていること。	□非該当		コンデンサをもつ差込刃によって電源に接続する配線器	
							具は、差込刃側から見た回路の総合静電容量が0.1 μFを	
							超える場合、差込刃を刃受けから引き抜いたとき、差込刃	
							相互間の電圧は、1秒後に45 V以下でなければならない。	
						箇条20	箇条20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
							充電部と試験指が触れることができる非充電金属部との	
							間に $1k\Omega$ の抵抗器を接続したとき、流れる電流は $1mA$ 以	
							下でなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
					定格電圧が150Vを超えるものの金属製の蓋又は箱は、接	
					地線を取り付けやすい箇所に接地端子をもたなければな	
					らない。	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.12.102.7	E.12.102.7 金属の外郭を用いる平形導体合成樹脂絶縁電	
					線用の接続器は、接地端子を設けなければならない。	
				E.12.106.6	E.12.106.6 金属の外郭を用いる平形導体合成樹脂絶縁電	
					線用のジョイントボックスは、接地端子を設けなければ	
					ならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.12.102.2	H.12.102.2 それらの回路は、ヒューズが溶断したときの	
					可溶体の垂れ下がりなどによって、短絡及び地絡するこ	
					とがあってはならない。	
				H.12.102.3	H.12.102.3 ヒューズ及びヒューズ抵抗器が溶断する場	
					合、それらは、アークによって短絡及び地絡することがあ	
					ってはならない。	
第 八 条	絶縁性能の保	電気用品は、通常の使用状態において受け	■該当	箇条9	箇条9 感電に対する保護	
	持	るおそれがある内外からの作用を考慮し、	□非該当	9.2	9.2 その他の充電部	
		かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保			その他の充電部は、次のようなものでなければならない。	
		たれるものとする。			一台の裏面にある充電部は、造営材に取り付ける屋外用	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	ħ	技術基準	章 农业	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の配線器具の場合は、台の取付面を含む裏面全体から、	
					その他の場合は台の取付面から、それぞれ3mm以上の	
					深さとし、かつ、その上を電気絶縁物によって覆わなけ	
					ればならない	
					ー固定して用いる配線器具は、製造業者が指定する取付	
					状態で、又は固定しないで用いる配線器具はその状態	
					で、試験指が触れることができる外面に露出すること	
					のある充電部は、外面から3mm以上の深さとし、かつ、	
					その上を電気絶縁物によって覆わなければならない等	
				箇条12	箇条12 構造	
				12.3	12.3 アークに対する保護	
					金属製の蓋又は箱で、開閉試験又は短絡遮断性能試験を	
					行ったとき、アーク発生部に面し、アークが達することの	
					ある部分には、規定を満足する電気絶縁物を取り付けな	
					ければならない。	
				12.11	12.11 電子部品をもつ回路の部品燃焼試験	
					電子回路の異常試験後、500V絶縁抵抗計によって測定し	
					た充電部と接地することのある非充電金属部との間の絶	
					縁抵抗は、0.1ΜΩ以上でなければならない。	
				箇条13	箇条13 部品及び附属品	
					コンデンサは、規定の絶縁耐力試験、耐湿絶縁試験及び絶	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	基準			規格	補足
条項	タイトル	条文	- 咳ョ	項目番号	規定タイトル・概要	
					縁抵抗試験に適合しなければならない。	
					コンデンサの外部端子の絶縁距離(空間距離及び沿面距	
					離)は、規定値以上でなければならない。	
				箇条20	箇条20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				20.1	20.1 絶縁距離(空間距離及び沿面距離)	
					極性が異なる充電部相互間、充電部と接地することのあ	
					る非充電金属部又は試験指が触れることができる非金属	
					部の表面との間の絶縁距離は、規定する値以上でなけれ	
					ばならない。	
				20.2	20.2 絶縁物の厚さ	
					絶縁物は、規定の絶縁耐圧試験に耐えなければならない。	
				附属書A	附属書A 点滅器	
				A.12.101.3	A.12.101.3 非包装ヒューズの可溶体の中心部付近と器体	
					との間の空間距離は、規定値以上でなければならない。	
				A.12.104.2	A.12.104.2 金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔には、磁器	
					又は耐熱性をもつ屋外用に適した絶縁ブッシングを取り	
					付けなければならない。	
				A.12.104.3	A.12.104.3 スイッチの取っ手の出口と充電部との間の沿	
					面距離は、規定値以上でなければならない。	
				A.12.104.5	A.12.104.5 造営材に取り付けた場合、造営材と台の裏面	
					全体との間隙は、規定値以上でなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準		規格 該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				A.16	A.16 温度上昇	
					点滅器の絶縁物は、規定の動作試験後、規定の温度限度値	
					以下でなければならない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.12.108.3	B.12.108.3 閉路の状態で極性が異なる充電部間には、絶	
					縁隔壁がなければならない。	
				B.16	B.16 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチの絶縁物は、	
					規定の動作試験後、規定の温度限度値以下でなければな	
					らない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
				C.12.101	C.12.101 金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔には、絶縁ブ	
					ッシングを取り付けなければならない。	
				C.16.2	C.16.2 温度上昇	
					変圧器式及び変圧器式以外のミシン用コントローラの適	
					用電動機、及び半導体式のミシン用コントローラに規定	
					の動作試験を行ったときの絶縁物の温度は、規定の温度	
					限度値以下でなければならない。	
				C.16.3	C.16.3 異常温度上昇	
					炭素パイル式のミシン用コントローラに規定の動作試験	
					を行った後、充電部と接地することのある非充電金属部	
					との間の絶縁抵抗は、規定値以上でなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術				規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書E	附属書E ライティングダクト	
				E.12.104.1	E.12.104.1 ねじ込み形電線コネクタは、内部に円すいら旋	
					状などの金属体の電線取付部をもち、その外側は絶縁物	
					で覆っていなければならない。	
				E.12.105.2	E.12.105.2 蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スタータソケ	
					ットの絶縁距離は、規定値以上でなければならない。	
				E.12.106.8	E.12.106.8 ジョイントボックスで極性が同じ電線を板状	
					の接続部に差し込んで接続する差込形電線コネクタは、	
					電線の導体は、その外部は絶縁物で覆っていなければな	
					らない。	
				E.12.107.1	E.12.107.1 延長コードセットに用いる電源電線は、規定す	
					るキャブタイヤコードでなければならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.12.102.7	F.12.102.7 外郭の材料が合成樹脂を被覆した金属のライ	
					ティングダクトは、規定の耐電圧試験に耐えなければな	
					らない。	
				F.16.2.103	F.16.2.103 点滅機構又は刃受けをもつライティングダク	
					ト用接続器の絶縁物の温度上昇は、規定値を超えてはな	
					らない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.12	G.12 構造	
				G.12.101	G.12.101 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける調光	
					器	
					非包装ヒューズの可溶体の中心部付近と器体との間の空	
					間距離及びヒューズ締付ねじの中心間距離は、規定以上	
					でなければならない。	
				G.17	G.17 絶縁性能	
					絶縁性能は、規定の絶縁性能試験に適合しなければなら	
					たい。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.12.3.101	H.12.3.101 金属製の蓋又は箱で、スイッチが開閉したと	
					き、アーク発生部に面しアークが達することのある部分	
					には、規定を満足する電気絶縁物を取り付けなければな	
					らない。	
				H.20.1.1.101	H.20.1.1.101 造営材などに取り付けた状態で容易に試験	
					指が触れることがない取付面側の充電部と取付面との絶	
					縁距離は、規定値以上でなければならない。	
				附属書K	附属書K 温度上昇試験	
					次の導電部分の絶縁材料は、規定の温度上昇試験で、規定	
					値を超えてはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	<u> </u>			規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					- 点滅器及び接続器	
					- 点滅器及び接続器以外の配線器具	
					-電源電線を収納する巻取機構	
				附属書L	附属書L絕緣性能試験	
				L.3	L.3 露出形又は防雨形の配線器具の散水試験	
					屋外用の露出形の配線器具又は防雨形の配線器具は、規	
					定の散水の直後に、規定する絶縁抵抗の試験及び絶縁耐	
					力の試験に適合しなければならない。	
				L.4	L.4 防浸形の配線器具の浸水試験	
					防浸形の配線器具は、規定の浸水試験後に、規定する絶縁	
					抵抗の試験及び絶縁耐力の試験に適合しなければならな	
					V.	
				L.5	L.5 平形導体合成樹脂絶縁電線用の配線器具の試験	
					平形導体合成樹脂絶縁電線用の配線器具は、規定の環境	
					温度試験後、規定する絶縁抵抗の試験に適合しなければ	
					ならない。	
				附属書M	附属書M 短絡遮断性能試験	
					配線器具は、短絡遮断性能試験において、各端子間、並び	
					に充電部と接地することのある非充電金属部の絶縁抵抗	
					は、規定値以上でなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
第 九 条	火災の危険源	電気用品には、発火によって人体に危害を	■該当	箇条12	箇条12 構造	
	からの保護	及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当	12.11	12.11 電子部品をもつ回路の部品燃焼試験	
		ないように、発火する温度に達しない構造			極性が異なる充電部相互間で、絶縁距離の規定値を満足	
		の採用、難燃性の部品及び材料の使用その			しない箇所を1か所ずつ短絡したとき、その回路に接続し	
		他の措置が講じられるものとする。			た電子部品が燃焼してはならない。	
				箇条13	箇条13 部品及び附属品	
					15 Wを超える電力が供給できる回路に用いる印刷回路用	
					積層板及びフレキシブル印刷配線板は、規定の難燃性で	
					なければならない。	
				箇条20	箇条20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				20.1	20.1 絶縁距離	
					極性が異なる充電部相互間で、絶縁距離の規定値を満足	
					しない箇所を1か所ずつ短絡したとき、その回路に接続し	
					た電子部品が燃焼してはならない。	
				20.2	20.2 絶縁物の厚さ	
					器体の外郭に用いる絶縁物に、規定の球面のおもりを規	
					定する高さから垂直に落下したとき、火災が生じること	
					のある損傷が生じてはならない。	
				附属書A	附属書A 点滅器	
				A.12	A.12 構造	
					外郭の材料が合成樹脂のタイムスイッチは、適切な耐燃	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	- 咳ョ	項目番号	規定タイトル・概要	
					性をもたなければならない。	
				A.12.101.8	A.12.101.8 ヒューズ抵抗器の発熱によって、周囲の充填	
					物、プリント配線板などが炭化又はガス化し、発火するこ	
					とがあってはならない。	
				A.18.2.102	A.18.2.102 中間スイッチ、ペンダントスイッチなど、コー	
					ド又はキャブタイヤケーブルを接続して用いる点滅器	
					は、規定の試験を行ったとき、火災が生じることのある損	
					傷が生じてはならない。	
				A.18.2.103	A.18.2.103 床上又は卓上に置いて用いるタイムスイッチ	
					は、規定の鋼球を落下したとき、火災が生じることのある	
					損傷が生じてはならない。	
					コンセントに直接に差し込んで用いる又は壁、柱などに	
					引っ掛けて用いるタイムスイッチは、規定の高さから落	
					下させたとき、火災が生じることのある損傷が生じては	
					ならない。	
				A.21	A.21 耐過熱性、耐燃性及び耐トラッキング性	
					外郭に合成樹脂成形品を用いるタイムスイッチは、適切	
					な耐燃性をもたなければならない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
					カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器、カバー付スイッチ及	
					びコンセントに本体を直接差し込んで用いる開閉器は、	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技	術基準			規格	補足
条項	タイトル	条文	以 =	項目番号	規定タイトル・概要	
					規定の鋼球を落下したとき、火災が生じることのある損	
					傷が生じてはならない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
				C.12.102	C.12.102 半導体素子を用いて温度、回転速度などを制御	
					するミシン用コントローラは、半導体素子が制御能力を	
					失ったとき、制御回路に接続した部品が燃焼してはなら	
					ない。	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.12	E.12 構造	
					ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充塡物、プリ	
					ント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあ	
					ってはならない。	
				E.18.2	E.18.2 外郭の強度	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して	
					用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器は、規定	
					の荷重試験を行ったとき、火災が生じることのある損傷	
					が生じてはならない。	
				E.18.2.103	E.18.2.103 コンセントに直接差し込んで用いる接続器は、	
					規定の高さから落下したとき、火災が生じることのある	
					損傷が生じてはならない。	
				E.18.2.104	E.18.2.104 線状差込接続器は、規定の鋼球を落下したと	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	:	技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					き、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				E.21.2.101	E.21.2.101 電源電線等と一体成形してある器具用差込プ	
					ラグ及びコードコネクタボディは、規定の難燃性の材料	
					でなければならない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.18.2.102	F.18.2.102 その他附属品は、規定の高さから落下したと	
					き、火災が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				F.21.2.101	F.21.2.101 外郭の材料が合成樹脂又は合成樹脂を被覆し	
					た金属のライティングダクト及びその他附属品は、規定	
					の耐燃性の材料でなければならない。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.12	G.12 構造	
				G.12.101	G.12.101 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける調光	
					器	
					ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充塡物、プリ	
					ント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあ	
					ってはならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.12.102	H.12.102 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける変圧	
					器及び電圧調整器	
					ヒューズ抵抗器の発熱によって、その周囲の充塡物、プリ	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					ント配線板などが炭化又はガス化し、発火することがあ	
					ってはならない。	
				H.19.8	H.19.8 可燃材料	
					変圧器及び電圧調整器の部品及び構造材料には、ニトロ	
					セルローズ系セルロイド、その他これに類する着火した	
					ときに爆発的に燃焼する可燃性物質を用いてはならな	
					l Vo	
				H.20.1.101	H.20.1.101 極性が異なる充電部相互間、又は充電部と試	
					験指が触れることができる非充電金属部との間のせん	
					(尖) 頭電圧が2500Vを超える場合、その部分について放	
					電試験棒を用いて30秒間連続放電したとき、アークによ	
					って部品が燃焼してはならない。	
				附属書M	附属書M 短絡遮断性能試験	
					短絡遮断性能試験において、試料に覆ったさらしかなき	
					んは、燃焼してはならない。	
第 十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当	箇条16	箇条16 温度上昇	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当		やけどに関わる温度上昇の規定値は、附属書K又は次の個	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと			別の附属書で規定した値を超えてはならない。	
		等の火傷を防止するための設計その他の措		附属書A	附属書A 点滅器	
		置が講じられるものとする。		A.16.3	A.16.3 異常温度上昇	
					開閉操作中連続して操作用電磁コイルに電流を流す構造	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 =	項目番号	規定タイトル・概要	
					のリモートコントロールリレーは、各部の温度上昇がほ	
					ぼ一定となったとき、又は操作用電磁コイルが焼損して	
					断線したとき、外面の温度上昇は、規定値以下でなければ	
					ならない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
				C.16.2	C.16.2 温度上昇	
					変圧器式及び変圧器式以外のミシン用コントローラの適	
					用電動機、炭素パイル式のミシン用コントローラ及び半	
					導体式のミシン用コントローラに規定の温度試験を行っ	
					たとき、操作部の温度は、規定の温度限度値以下でなけれ	
					ばならない。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.16	G.16 温度上昇	
					温度上昇は、規定の温度試験を行ったとき、人が触れて用	
					いる部分、調光器などのつまみ及び押しボタン等は規定	
					する温度限度値以下でなければならない。	
第 十 一	機械的危険源	電気用品には、それ自体が有する不安定性	■該当	箇条12	箇条12 構造	
条第 1 項	による危害の	による転倒、可動部又は鋭利な角への接触	□非該当	12.5	12.5 電源電線等の貫通孔	
	防止	等によって人体に危害を及ぼし、又は物件			電源電線等の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシン	
		に損傷を与えるおそれがないように、適切			グ、その他適切な保護装置を用いるか、又は面取り、カー	
		な設計その他の措置が講じられるものとす			ル加工など適切な保護加工を施さなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	MX 46 关 (7) 女 主	技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 曰	項目番号	規定タイトル・概要	
		ర .		12.6	12.6 器体の内部配線	
					器体の内部配線は、次のようなものでなければならない。	
					-2Nの力を内部配線に加えたとき、可動部に接触しない	
					- 電線と接触する可能性がある部分が滑らかで電線と平	
					行に配置する	
					-電線に2 Nの力を加えながら可動範囲内で左右に1回動	
					かした後に、絶縁被覆にきずがない及び破れない	
				12.7	12.7 引きひも	
					引きひもをもつ配線器具の場合、引きひもの貫通孔は、滑	
					らかでなければならない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
					箱入り又はカバー付きの開閉器及び電磁開閉器操作用ス	
					イッチにおいて、電線の貫通孔は、電線の被覆をきずつけ	
					ることがなく、かつ、金属製の蓋又は箱の電線の貫通孔に	
					は絶縁ブッシングを取り付けてある構造でなければなら	
					ない。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
					ライティングダクトの内面の各部は、滑らかな構造でな	
					ければならない。	
第十一	機械的危険源	2 電気用品には、通常起こり得る外部か	■該当	箇条12	箇条12 構造	
条第 2 項	による危害の	らの機械的作用によって生じる危険源によ	□非該当	12.1	12.1 構造における一般要求事項	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 □	項目番号	規定タイトル・概要	
	防止	って人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷			コード掛けをもつ配線器具は、コード掛けにコードを巻	
		を与えるおそれがないように、必要な強度			き付けて、配線器具の外側に規定の力を加えた状態で、異	
		を持つ設計その他の措置が講じられるもの			状及びその後の使用を損なうほどの損傷が生じてはなら	
		とする。			たい。	
				12.4	12.4 張力除去	
					機械器具に組み込む電線を除く電源電線、配線器具間を	
					接続する電線、及び機能上やむを得ず器体の外部に露出	
					する電線で、固定して用いるもの以外の電線は、器体の外	
					側に向かって規定の張力を加えた場合、及び押し込んだ	
					場合に、電源電線等と内部端子との接続部に規定を超え	
					るずれがなく、かつ、その後の使用を損なうほどの損傷又	
					は故障が生じてはならない。	
				箇条13	箇条13 部品及び附属品	
				13.2.2	13.2.2 配線器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず	
					器体の外部に露出する電線は、規定の引張力を加えたと	
					き、素線の断線、絶縁体に用いる絶縁物の割れ、欠けなど	
					が生じてはならない。	
				箇条20	箇条20 絶縁距離及び絶縁物の厚さ	
				20.2.1.4	20.2.1.4 器体の外郭に、規定の球面のおもりの落下試験を	
					行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはな	
					らない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書A	附属書A 点滅器	
				A.18.2.101	A.18.2.101 床上に置いて用い、人が踏むことのある点滅	
					器に、規定の荷重試験を行ったとき、その後の使用を損な	
					うほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
				A.18.2.102	A.18.2.102 機械器具に組み込む点滅器を除き、中間スイ	
					ッチ、ペンダントスイッチなど、コード又はキャブタイヤ	
					ケーブルを接続して用いる点滅器に、規定の落下試験を	
					行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはな	
					らない。	
				A.18.2.103	A.18.2.103 タイムスイッチの外郭に、規定の鋼球落下試	
					験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じて	
					はならない。	
					コンセントに直接に差し込んで用いる又は壁、柱などに	
					引っ掛けて用いるタイムスイッチに、規定の落下試験を	
					行ったとき、傷害が生じることのある損傷が生じてはな	
					らない。	
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ	
				B.18.2.101	B.18.2.101 カバー付ナイフスイッチ、箱開閉器及びカバ	
					一付スイッチに、規定の鋼球落下試験を行ったとき、傷害	
					が生じることのある損傷が生じてはならない。	
				B.18.2.102	B.18.2.102 コンセントに本体を直接差し込んで用いる開	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術	基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					閉器に、規定の落下試験を行ったとき、傷害が生じること	
					のある損傷が生じてはならない。	
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ	
				C.18.2.101	C.18.2.101 機械器具に組み込むミシン用コントローラを	
					除き、外郭の強度に、規定の荷重試験を行ったとき、その	
					後の使用を損なうほどの損傷又は故障が生じてはならな	
					V,	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.18.2.102	E.18.2.102 コード又はキャブタイヤケーブルを接続して	
					用いるソケット、差込接続器及びねじ込み接続器に、規定	
					の落下試験を行ったとき、傷害が生じることのある損傷	
					が生じてはならない。	
				E.18.101	E.18.101 引張強度	
					次のものに、規定の引張力を加えたとき、その後の使用を	
					損なうほどの損傷又は故障が生じてはならない。	
					ー引きひもを用いて開閉操作をする接続器	
					ー引掛形、ロックナット式、抜止式又は差込引掛形の刃受	
					けをもつ差込接続器	
					ーねじ込み形電線コネクタ	
					一蛍光灯用スタータソケット(蛍光灯用スタータを取り	
					付けた状態で、受金と蛍光灯用スタータとの間)	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	đ	支術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	以 ヨ	項目番号	規定タイトル・概要	
					ーねじ込み口金又は受金をもつ接続器	
					-ローゼット (コードを取り付けた状態)	
					一差込形電線コネクタ	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.12.102.5	F.12.102.5 プラグ及びアダプタをライティングダクトに	
					装着したとき、装着したプラグ及びアダプタにライティ	
					ングダクトと鉛直方向の張力及び押込力を加えたとき、	
					導電接触部に過度な力が加わらない構造でなければなら	
					たい。	
				F.12.102.6	F.12.102.6 プラグ及びアダプタをライティングダクトに	
					装着したとき、プラグ及びアダプタに加わる力に耐えな	
					ければならない。	
				F.18	F.18 機械的強度	
				F.18.2	F.18.2 外郭の強度	
				F.18.2.101	F.18.2.101 ライティングダクトの強度は、その他附属品を	
					取り外し、適切なねじり力を加えたとき、復元力があり、	
					導体の各部が器体から離れず、かつ、その後の使用を損な	
					うほどの損傷が生じてはならない。	
				F.18.2.102	F.18.2.102 その他附属品に、規定の落下試験を行ったと	
					き、傷害が生じることのある損傷が生じてはならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	脉码 异//女王	技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書I	附属書1 端子部の強度試験	
				I.2	I.2 ねじの先端で押し締める構造の端子部は、規定のトル	
					ク締め付け試験を行ったとき、端子及び端子取付部の破	
					損、機能を損なうことのある変形などが生じてはならな	
					\b\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot\cdot	
				I.3	I.3 電線を差し込んで締め付ける構造の端子部に、器体の	
					外側に向かって電線に規定の引張力を加えたとき、端子	
					及び端子取付部は、破損、機能を損なうことのある変形な	
					どが生じてはならない。	
第十二条	化学的危険源	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項	
	による危害又	物質が流出し、又は溶出することにより、人	□非該当		配線器具は、十分な性能があり、この規格の規定する範囲	
	は損傷の防止	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え			において傷害の危険が生じることがないよう形状が正し	
		るおそれがないものとする。			く設計してあり、組立が良好及び動作が円滑でなければ	
					ならない。	
第十三条	電気用品から	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれの	□該当	_	_	一般的に、人体
	発せられる電	ある電磁波が、外部に発生しないように措	■非該当			に危害を及ぼす
	磁波による危	置されているものとする。				おそれのある電
	害の防止					磁波が外部に発
						生しないため、
						非該当が妥当と
						考える。

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	MR 46 兴 7 久 王	技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四条	使用方法を考	電気用品は、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条23	箇条23 遠隔操作機構	
	慮した安全設	る無監視状態での運転においても、人体に	□非該当	23.2	23.2 器体スイッチ又はコントローラの操作以外によって	
	計	危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお			電源回路の閉路が行える遠隔操作機構をもつ配線器具	
		それがないように設計され、及び必要に応			は、閉路によって危険が生じてはならない。	
		じて適切な表示をされているものとする。		箇条24	箇条24 電磁環境両立性	
				24.1.1	24.1.1 赤外線を利用した遠隔操作機構	
					規定の電源電圧で規定の遠隔操作の繰り返し試験を行っ	
					たとき、閉路してはならない。	
第 十 五	始動、再始動	電気用品は、不意な始動によって人体に危	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 1 項	及び停止によ	害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそ	■非該当			な始動によって
	る危害の防止	れがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第 十 五	始動、再始動	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 2 項	及び停止によ	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	■非該当			な再始動によっ
	る危害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの				て人体に危害を
		とする。				及ぼし又は物件
						に損傷を与える

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	-
						おそれがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十五	始動、再始動	電気用品は、不意な動作の停止によって人	□該当	_	_	一般的に、不意
条第 3 項	及び停止によ	体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与え	■非該当			な停止によって
	る危害の防止	るおそれがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十六条	保護協調及び	電気用品は、当該電気用品を接続する配電	■該当	箇条11	箇条11 端子及び導電部の接続部	
	組合せ	系統や組み合わせる他の電気用品を考慮	□非該当	11.6	11.6 特定用途の電線接続端子	
		し、異常な電流に対する安全装置が確実に			規定の速結端子を用いた電線接続端子の接続部は、規定	
		作動するよう安全装置の作動特性を設定す			の寸法の銅板又は銅線でなければならない。	
		るとともに、安全装置が作動するまでの間、		箇条12	箇条12 構造	
		回路が異常な電流に耐えることができるも		12.9.1	12.9.1 電源電線を収納する巻取機構をもつ配線器具は、	
		のとする。			規定する寸法の電線を用いなければならない。	
				箇条13	箇条13 部品及び附属品	
				13.2.1	13.2.1 電源電線は、規定の断面積の導体でなければなら	
					ない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	以 =	項目番号	規定タイトル・概要	
				13.2.2	13.2.2 配線器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず	
					器体の外部に露出する電線は、規定の導体の断面積をも	
					つ電線でなければならない。	
				13.3	13.3 接地線は、規定の断面積をもつ金属線でなければな	
					らない。	
				附属書A	附属書A 点滅器	
				A.12	A.12 構造	
					次のものの口出線の導体は、規定の断面積をもつもので	
					なければならない。	
					ーリモートコントロールリレー	
					-街灯スイッチ	
					 光電式自動点滅器	
				附属書E	附属書E 接続器	
				E.12.105.	E.12.105.1 定格電圧が600 V以下の口出線をもつ蛍光灯用	
					ソケット及び蛍光灯用スタータソケットの口出線は、規	
					定の断面積以上でなければならない。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.11	G.11 端子及び導電部の接続部	
				G.11.101	G.11.101 電線接続端子	
					電線接続端子の端子ねじの呼び径は、規定する値以上で	
					なければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

技術基準			該当		規格		
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要		
第十七条	電磁的妨害に	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条23	箇条23 遠隔操作機構		
	対する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防	□非該当	23.1	23.1 器体スイッチ又はコントローラの操作以外によって		
		止する構造であるものとする。			電源回路の閉路を行えない遠隔操作機構をもつ配線器具		
					は、次のいずれかの機構とし、規定する電磁的妨害に対す		
					る而性を満足しなければならない。		
					一赤外線を利用した遠隔操作機構		
					ー電力線搬送波を利用した遠隔操作機構		
				箇条24	箇条24 電磁環境両立性		
				24.1	24.1 電磁的妨害に対する耐性		
					次の試験を行ったとき、負荷側回路は閉路せず、かつ、そ		
					の後の使用を損なうほどの故障が生じてはならない。		
					一電圧変動試験		
					ー電圧サージ試験		
					一静電耐圧試験		
					ーインパルスノイズ試験		
				24.1.2.5	24.1.2.5 チャンネル間誤動作試験		
					複数のチャンネルをもつ場合は、試験品を開路状態にし、		
					規定の試験電源につなぎ、試験品以外のチャンネルのコ		
					ントローラの操作を行ったとき、試験品の負荷側回路は		
					閉路してはならない。		

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	₩. □	項目番号	規定タイトル・概要	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	箇条24	箇条24 電磁環境両立性	
		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当	24.2	24.2 雑音の強さ	
		音を発生するおそれがないものとする。			他の機器に影響を与えることのある配線器具から発生す	
					る雑音の強さは、附属書Oによる。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.24	G.24 電磁環境両立性	
				G.24.2	G.24.2 雑音の強さ	
					他の機器に影響を与えることのある調光器から発生する	
					雑音の強さは、附属書Oによる。	
				附属書O	附属書O 雑音の強さ	
					配線器具の雑音電力及び雑音端子電圧の許容値は、規定	
					値以内でなければならない。	
第十九条	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上	■該当	箇条7	箇条7表示	
		の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年	□非該当		次のものに規定した表示は、見やすい箇所に容易に消え	
		法律第百四号) によるものを除く。) を、見			ない方法で表示しなければならない。	
		やすい箇所に容易に消えない方法で表示さ			一接地線及び接地端子をもつ配線器具	
		れるものとする。			- 速結端子をもつ配線器具	
				附属書A	附属書A 接続器	
				A.7	A.7 表示	
					次のものに規定した表示は、見やすい箇所に容易に消え	
					ない方法で表示しなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準		該当		規格		
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要		
					- 点滅器並びに接続器及びその附属品		
					ー速結端子をもつ点滅器		
				附属書B	附属書B 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチ		
				B.7.101	B.7.101 開閉器及び電磁開閉器操作用スイッチの規定の		
					表示は、容易に消えない方法で表示しなければならない。		
				附属書C	附属書C ミシン用コントローラ		
				C.7.101	C.7.101 ミシン用コントローラの規定の表示は、容易に消		
					えない方法で表示しなければならない。		
				附属書D	附属書D カットアウト		
				D.7.101	D.7.101 カットアウトの規定の表示は、容易に消えない方		
					法で表示しなければならない。		
				附属書E	附属書E 接続器		
				E.7	E.7 表示		
				E.7.101	E.7.101 接続器の規定の表示は、容易に消えない方法で表		
					示しなければならない。		
				E.7.102	E.7.102 平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器で、一つの		
					極配置に二つ以上の定格電圧を表示した刃受け又は二つ		
					以上の異なる極配置の刃受けをもつ接続器は、それぞれ		
					の刃受けの部分又はこれらの近傍に容易に消えない方法		
					で規定の表示を表示しなければならない。		

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

技術基準			該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				E.101.1	E.101.1 巻取機構の性能	
					電源電線を収納する巻取機構をもつ接続器において、引	
					出し制限の印は、使用者が容易に認識できなければなら	
					たい。	
				附属書F	附属書F ライティングダクト	
				F.7.101	F.7.101 ライティングダクトの規定の表示は、容易に消え	
					ない方法で表示しなければならない。	
				附属書G	附属書G 調光器	
				G.11	G.11 端子及び導電部の接続部	
				G.11.101	G.11.101 電線接続端子	
					速結端子をもつ調光器には、規定の表示を表面の見やす	
					い箇所又は端子近傍に容易に消えない方法で表示しなけ	
					ればならない。	
				G.12	G.12 構造	
				G.12.101	G.12.101 ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付ける調光	
					器	
					ヒューズ取付部の近傍又は調光器の銘板に規定の表示を	
					容易に消えない方法で表示しなければならない。	
				附属書H	附属書H 変圧器及び電圧調整器	
				H.12.102.9	H.12.102.9 ヒューズ取付部の近傍又は銘板に、規定の表	
					示を、容易に消えない方法で表示しなければならない。	

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準				規格	補足
条項	タイトル	条文	- 該当	項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書Q	附属書Q 配線器具の表示の方式	
					配線器具への基本的な表示は、表面の見やすい箇所に容	
					易に消えない方法で表示しなければならない。	
第二十	表示等(長期	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規	□該当	_	_	_
条第 1 号	使用製品安全	定によるほか、当該各号に定めるところに	■非該当			
	表示制度によ	よる。				
	る表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は				
		電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のも				
		のに限り、毛髪乾燥機を除く。) の機能を兼				
		ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい				
		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間 (消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	µ∧.⊐	項目番号	規定タイトル・概要	-
第二十	表示等(長期	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	-	_
条第 2 号	使用製品安全	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	表示制度によ	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	る表示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装	□該当	_	_	_
条第 3 号	使用製品安全	置を有するものを除く。)及び電気脱水機	■非該当			
	表示制度によ	(電気洗濯機と一体となっているものに限				
	る表示)	り、産業用のものを除く。) 機器本体の見				
		やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易				
		に消えない方法で、次に掲げる事項を表示				
		すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				

規格番号: JIS C 8300:2019 及び追補 1:2021

	技術基準			規格 該当		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	表示等(長期	四 テレビジョン受信機 (ブラウン管のも	□該当	_	_	_
条第 4 号	使用製品安全	のに限り、産業用のものを除く。) 機器本	■非該当			
	表示制度によ	体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、か				
	る表示)	つ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項				
		を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				